考えておりますし、長期財政見通しをつくって状況を確認しながら進めておりますので、心配するようなことにはならないようにいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

平澤議員。

○1番(平澤惣一郎君)

ただいまなかなか力強いお言葉をいただきました。どうか各予算削減をしながら、よりよい糸魚 川をつくっていただきたいと思います。

もう時間がなくなってまいりましたので、ほかの項目は予算委員会等で、またご質問をさせていただきたいと思いますが、最後に、少子高齢化、深刻な人口減少に苦悩する糸魚川市にあっては、財源不足が深刻化するのは目に見えております。維持管理費も莫大な金額です。公共施設建設費の縮減や税金の無駄遣いをやめ、財政健全化と市民福祉、経済振興、産業育成に対して最大の問題である人口減の対策に傾注すべきであると強く申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(五十嵐健一郎君)

以上で平澤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を2時55分といたします。

+

(午後2時42分 休憩)

(午後2時55分 開議)

○議長(五十嵐健一郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、新保峰孝議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長 (五十嵐健一郎君)

新保議員。 [8番 新保峰孝君登壇]

○8番(新保峰孝君)

日本共産党の新保峰孝です。

私は、国民健康保険の都道府県化について、権現荘の管理運営、健康づくり施策について米田市 長の考えを伺いたいと思います。

- 1、国民健康保険の都道府県化について。
  - (1) 4月から都道府県単位の国民健康保険に移行されますが、新潟県が一体的に行う業務と各市町村が行う業務はどのようになるか。
  - (2) 県単位に一本化することによって、医療施設の充実している市と、過疎化が進み医療環境が悪化している市町村との格差がさらに広がることはないか。

- (3) 医療費を下げるため健康づくりに取り組んでいる自治体に、多くの負担がかかることはないか。
- (4) 国民健康保険の都道府県化で、糸魚川市の一人当たり標準国民健康保険税はどうなるか。 また、納付金はどうか。
- (5) 国庫負担が削減されるもとで、高過ぎる国民健康保険税を払いきれない滞納者が広がって おります。これは国民健康保険の都道府県化によっても解決できる問題ではないと考えます。 国の負担をもとに戻し、能力に応じて払える保険税にすべきと考えますがどうか。
- 2、権現荘の管理運営について。
  - (1) 小林元支配人が起訴猶予となりましたが、どのように考えるか。
  - (2) 元支配人が、議会答弁や糸魚川市の調査に対し虚偽の答弁、回答をしていたのではないか と思いますが、どうか。
  - (3) 権現在の管理運営に関するさまざまな問題やその報道等に伴い、市に迷惑をかけたということで、報酬額の一部42万円を返納したいと言ってきているとのことでありますが、迷惑をかけたとはどういう意味か。
  - (4) 元支配人が、私的な飲用のため権現荘予算で糖質ゼロの酒を買って飲み、321号室に泊まっていたということになると背任行為になると思います。どのように考えているか。
  - (5) 年間 1,500時間を超える権現荘職員の超過勤務の報告がありましたが、市役所職員の超過勤務と比べると、元支配人の時間外勤務指示命令に疑問を拭えない部分があります。どのように捉えているか。
- 3、健康づくり施策について。
  - (1) 年を重ねていっても健康で過ごせるよう市民ぐるみで健康づくりを進める必要があると思います。健康寿命を延ばすための当市の取り組みの現状と課題はどうか。
  - (2) 栄養・食生活改善の取り組み状況はどうか。高塩分摂取の改善とともに、認知症予防等に効果があるとされる葉酸も含めて、どのように取り組まれているか。
  - (3) 身体活動・運動の取り組み状況はどうか。歩く、自体重負荷の低速度筋力トレーニング、 健康増進施設の活用等、これまで以上に参加者の幅を広げる工夫が必要ではないか。特に生 活習慣病予備軍とも言える20歳代から40歳代対象の取り組みはどうか。また、保育園・ 幼稚園、小・中学校段階における発達に必要な身体運動等についての取り組みはどうか。
  - (4) 病気や運動器症候群にならないための取り組みと同時に、疾病の早期発見、早期治療が必要と考えますが、健診受診率を向上させる取り組みはどうか。
  - (5) 健康づくりを推進する上で協力体制を構築する必要があると思いますが、各地域での協力体制、地区運動推進員の現状と課題、今後の取り組みはどうか。
  - (6) 健康ポイントプログラムについてはどのように考え、取り組んでいるか。

以上、1回目の質問といたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

新保議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、県は財政運営の責任主体となり、医療費の推計や国保運営に必要な経費として、市町村に納付金を割り振ります。市町村は、納付金を県に納付するとともに引き続き、加入者の身近な窓口として保険税の賦課徴収、健診や健康づくりなどの保健事業などを行います。

2点目につきましては、医療環境の格差が拡大することはないと考えております。

3点目につきましては、特定健康診査や健康づくり事業などの保険事業費は、市が負担すること となりますが、疾病予防や医療費の適正化にもつながることから、積極的に保健事業に取り組んで まいります。

4点目につきましては、保険税も納付金も現在と比較して大きな変化はないものと考えております。

5点目につきましては、あくまでも国が負担率を定めているものであり、保険税の納付が困難な 方や滞納者へは、市としてきめ細やかな納税相談等で対応してまいります。

2番目の1点目につきましては、新潟地方検察庁に不起訴となったことを確認いたしましたが、 不起訴の理由は公表されてないことから申し上げられません。

2点目と4点目につきましては、平澤議員の1番目の5点目でお答えしたとおりであります。また、市も警察の捜査に全面的に協力し、さまざまな角度から捜査が行われたものと考えており、検察庁が法に照らして不起訴と判断したものと考えております。

3点目につきましては、29年9月市議会の委員会の中で説明したとおり、管理運営のさまざまな問題やその報道等に伴い、市に迷惑をかけたとすることに対する報酬の一部の自主返納の申し出であり、受け付けたものであります。

5点目につきましては、27年度はリニューアルオープンで大変忙しく、職員の一部が特に長時間勤務となったものであり、28年4月から人員増や新たな協定の締結など労働基準監督署による 是正勧告等に対応してきたところであります。

3番目の1点目につきましては、第2次健康いといがわ21を指針に3つの重点推進項目を掲げ、 さらに食生活や身体活動等の分野別の取り組みの目標を定めて積極的に施策の展開をいたしており ます。

2点目につきましては、生活習慣病や認知予防にもつながるバランスのよい食事や野菜等の適量 摂取、減塩対策に取り組んでおります。

3点目につきましては、低速度筋力トレーニングを取り入れた健康体運動教室を初め、地区運動 教室や水中運動教室に取り組んでおります。また、健康づくりセンターで、39歳以下を対象とし た健診を実施し、若者の施設利用のきっかけづくりに努めております。保育園等では、じゃれつき 遊び、小中学校等では、体育の授業や部活動等で健やかな身体の育成に取り組んでおります。

4点目につきましては、健診受診率の向上に向けて、個別通知や電話により受診を勧めるととも に受診しやすい体制づくりに努めております。

5点目につきましては、26カ所の地区運動教室に延べ1,000回、1万4,000人を超える

- 194 -

参加者があり、17名の推進委員から指導していただいておりますが、指導者の養成が課題であります。

6点目につきましては、健康への関心を高めてもらうことを目標に、地区公民館等と連携し、健康ポイントラリー10に取り組んでおります。

以上、ご質問にお答えいたしましたが、再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答 弁もありますのでよろしくお願い申し上げます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

2番目の権現荘の管理運営についてからお聞きしたいと思います。

起訴猶予をどう考えるかということでありますが、平成26年9月1日にたび重なる職員の不祥 事に対する問責決議が糸魚川市市議会において全会一致で決議をされております。

内容は、ことし5月に公然わいせつにより、青海事務所職員が逮捕、起訴され、その後、糸魚川中学校県栄養職員による架空請求や能生学校給食センター職員による水増し請求等の不正経理が発覚し、行政に対する市民の信頼を大きく損ねた。これら職員の一連の行為は、ゆゆしき問題であり、米田市長の任命責任及び管理監督責任は極めて重大で、まことに遺憾である。糸魚川市議会として、一連の不祥事を重く受けとめ、ここに米田市長に対し猛省を促すとともに、再発防止と徹底した職員の意識改革を行い、市民の信頼回復に全力で取り組むことを強く求めるものであるというものです。

権現荘の会計処理のあり方、あるべき書類がない、帳簿がない、職員が法に反したことをやってきたことに対して厳しく対処してこなかったことが、小林元支配人が個人的飲酒を目的に糖質ゼロの酒を購入した疑いで告発された最大の原因ではないですか、いかがお考えですか。不起訴処分の中には嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予があり、起訴猶予処分は被疑事実が明白な場合に行われるとのことであります。どうですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

先ほど平澤議員のご質問にもお答えしたところでございますけれども、今回の権現荘におけます一連の第三者からの告発に伴う警察の捜査の結果については、私どものところに起訴の結果の処分結果については連絡通知はございませんでした。先ほど話しましたように新聞報道でその状況を知り、警察のほうに不起訴の事実を確認いたしました。その折には、不起訴の理由については公表しないということでありますので、私どもは承知していないということであります。検察のほうでは、法に照らして不起訴ということでの判断をされたというふうに思っております。不起訴ということは、起訴には当たらないという判断だと受けとめております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

検察官は、告発された方に対しては、その理由を教えなければならないと、言わなければならないということになってるんですね、法律で。ですから、告発された人にはどういうふうなことで不起訴になったんですよというのを教えなければならない。それを聞いてると、告発した人間は聞いてるんですよ。それによって起訴猶予だと言ってるわけです。

平成22年3月31日付で糸魚川市第三セクター等経営検討委員会から糸魚川市第三セクター等の評価及びあり方に関する報告書が出されております。この中で、ホテル内部、権現荘ですね、ホテル内部の管理会計(飲食部門・温浴部門・宿泊部門等)が明確でないため、十分に効率的な経営をしているとは思えないと指摘され、課題と対策の中で民間会社と同様の経理処理を実施するとともに部門別管理を実施し、効率化を図るべきであると指摘されております。

管理会計が明確でないと。民間会社と同様の経理処理をすべきだと指摘されていたにもかかわらず、肝心なところは改善しない。帳簿類は収入・支出が適正に行われることを確保するために定められていると思いますが、食材や酒類がどのように使われたか、内容がわからない、きちんと把握ができないということは、財務規則237条から283条に定められていること及び、その趣旨に沿って施行されてこなかったということです。財務規則にあるにもかかわらず、議会で指摘されても公会計だからしょうがないと言って改善してこなかった。必要なことをやってこなかった。そういう姿勢が小林元支配人の放漫経営を許し、市民に多大な損失を負わせることになってしまったのではないですか。市議会で決議しても抜本的にメスを入れない、こういう政治姿勢が問われていると思います。

小林元支配人が、起訴猶予となったが、どのように考えるかというのは、責任を感じてるいるの かどうかということです。どうですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

権現在の会計については、これまでもお話してきましたように特別会計ということで月々の収支を明らかにするというような帳簿上の管理が非常に手間がかかるというようなことから、なかなかできないで来ておりました。その後は改善をして現在に至っているわけですけれども、そういう中では指定管理にできるだけ早く移行すべきということで、議会からもそのような話を平成21年、22年ごろから話をいただいておりました。できるだけ早く指定管理に移行すべき取り組みを進めてきておりました。リニューアル後、2年間の状況を見る中で指定管理に移行するということでの方針を説明しながら、ここまで来たわけでございます。

そのような中で出納の物品の納入については、的確に帳簿を管理いたしておりますが、納入された物品の日々の出納管理については、財務規則の中でも納入されて、すぐ消費するものについては 省略することができるという旨も記載されております。今回のお話でいけば、例えば飲み物等は出

'

.

納簿をつけていたほうが、より明確に把握し、対応できたというふうには思っております。そういう中で、今回の第三者によります告発の結果におきましては、捜査の状況を受けて不起訴ということになったわけでございますので、私どもは、これまでの権現荘の管理運営、あるいは収支管理の中で反省すべき点については、ここまで申し上げてきたとおりでございます。反省すべき点はあったというふうに思っておりますし、その点については、大変深く反省いたしております。今後、その教訓をもとに改善に努めているとこでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

## ○8番(新保峰孝君)

指定管理云々というのは、その前にもきちんと財務規則の趣旨に沿ってやってれば、こんなにひどくならんかったでないかと。公会計だってできるんですよ。それをできないと言ってきたのが問題だと言ってるんですよ。責任というのは、市民に対する責任なんですよ。市民の税金が適切に使われていなかった、こういうことではないかと思うんですよね。今は、何でこういうことが起きたのか、この実態はどういうのかという、そういう疑惑を徹底的に解明すること、それが大事なんじゃないかと思いますが、どうですか。もうやらないつもりですか。また同じことを繰り返すつもりですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

先ほど申し上げましたように、これまでの権現荘の収支管理、運営管理の中で事務的、あるいは 処理的に不手際・怠慢があったのは、これまで報告したとおりでございます。その点については、 深くおわび申し上げる次第であります。

今後の調査につきましては、先ほど市長のほうでも申し上げましたけれども、権現荘の今回の第 三者からの告発を受けて、私どもが警察のほうに相談申し上げ、警察の捜査が行われたわけでございますが、その中では、市でこれまで議会にも報告してきた調査資料等々も含め、伝票類あるいはその他納入の状況、物品の管理の状況、これらを全面的に協力しながら警察の捜査が行われてきております。そのような中でさまざまな角度から警察の捜査が行われたものと受けとめておりますので、市としてこれ以上、調査をすることはなかなか難しいというふうに考えております。去年の3月時点でもそのように申し上げて、警察に相談させていただくというような状況の中でまいりました。私ども警察の捜査の状況を注視してきたわけですけれども、今申し上げたような形で、今回、不起訴だということでの通知が告発者のほうになされたというふうに受けとめております。

「「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

虚偽の答弁・回答をしていたのではという点で伺います。

平成28年10月11日付の糸魚川市監査委員の住民監査請求に基づく監査の結果についての通知では、支配人の宿直時の飲酒について、次のように述べております。

支配人は、仕事が終わった後の午後9時ごろに焼酎缶1本程度を飲むことはあった。酒は外部の店で購入していた。何かあったときのための宿直であったので少量の飲酒なら許されるのではないかと支配人は認識していたと。このように記載されております。

住民監査請求に基づく監査結果の報告を受けて、市長はどのように認識されましたか。当然、市 長のほうにも報告行きましたよね。元支配人の飲酒は、仕事が終わった後、焼酎缶1本程度、何か あったときのための宿直だったので少量の飲酒なら許されると考えましたということですが、どの ように思われましたか、どうですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

元支配人の宿直業務の関係でございますけれども、今、新保議員のほうからお話がありましたように宿直時、宿直の業務が終わった後、飲酒することがあったと。それは自分で買ってきたものを飲んだということでありましたけれども、それについては宿直業務のときに飲酒するということは、適切ではないというふうなことでの住民監査請求がございまして、そのときの部屋の使用の実費相当分については、返還を求めるべきであるというような監査の結果が出まして、そのような監査の結果に基づいて、元支配人から実費相当分の返還を受けております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番 (新保峰孝君)

能生事務所が、総務文教常任委員会に提出した平成29年3月2日付の権現荘業務に係る調査事項に、前支配人の聞き取り結果が記載されております。

平成28年11月2日、11日、23日の聞き取りでは、サンエーから購入した糖質ゼロの酒について、全員協議会での古畑前議員、総務文教常任委員会での古川議員の問いに対して、平成25年ごろから健康にいいということから、お客に対し勧めてきたと。レストランのメニューにもあるし、希望を聞いた上で飲み放題で使ってきた。個人にはグラスで主にサービスを行い、営業としての武器だと思っていたと。私にお客がつき、みんな私と飲みたくて来てくれるお客が多かったと。夕食時や部屋へ誘われれば出向いていったと。それが一番の営業だと感じていたし、営業の中ではこれくらいしかできなかった。布団敷きをお願いした業者の人にも終業後に数回飲ませたことはあったと記載されております。

平成29年1月28日の聞き取り結果では、スーパーサンエーで平成25年度から3年間にわたって購入した264本は、全て月桂冠糖質ゼロの酒であったと思う。

文書の先に丸をつけて、それぞれ違いますんで。

○飲み放題で使う清酒をサンエーで購入したことはない、ビールはあると。○平成25年ごろから糖質ゼロがブームになっていた。そのころは主にレストラン火打で(これは、点々)と思うお客

- 198 -

に注いでいた。誘われれば一緒に飲むこともあった。○市外の方が中心であったが、飲み放題でもかなり使った。武器だと思ってた。当時は、まだ珍しい酒で、冷酒としてほとんどは接客サービスとして使っていた。○私の地元のお客だけではなく、上越以遠からたくさんのお客が私と飲みたくて来てくれた。○宿直時に飲んだ酒及び布団敷きの手伝いと飲んだ酒については、自前で購入。自前の清酒は、主にかばんの中か321号室で保管していたと記載されております。

これが事実だということであれば、恐らく日本中探しても接客サービスで、レストランで無料の 酒をサービスしたり、あるいはお客さんの部屋へ行って一緒に飲んだり、こんな支配人はいないん ではないかと私は思います。矛盾していることも言っておりますけれども、はっきりしているのは、 監査委員に対してうそをついたということです。

飲酒は、仕事が終わった後、焼酎缶1本程度。何かあったときのための宿直だったので少量の飲酒なら許されると言っていたのが、夕食時や部屋へ誘われれば出向いていったと。レストラン火打で、これはと思う客に注いでいた。誘われれば一緒に飲むこともあったと。自前の清酒はかばんの中か321号室で保管していたと答えています。

監査委員には、こういうふうに答えていなかったでしょ。監査委員に、うその証言をしたことになると思います。監査の前提が崩れているんではないですか。どのように思いますか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

お答えいたします。

以前、ご質問の中にもお答えしてきたと思っておりますが、特に今回、元支配人は警察の捜査の中で権現荘で購入した糖質ゼロの清酒は、ほとんどお客さんと一緒に飲んだが、少しだけ私的に飲んだことも述べたと市職員に話しておりましたが、その後、元支配人の代理人弁護士からは、文書で私的に飲んだことを否定してまいりました。そのため警察の捜査の結果を注視してまいってきたものであります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

私が今聞いているのは、監査委員にうその証言をしたんではないですかと。焼酎缶1本程度、それも仕事が終わってから飲むことがあったというふうに言っていた。実際には、そうでなかったんでないですか。これで監査の前提が崩れているんではないですかと聞いてんですよ。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

お答えいたします。

その辺の矛盾点については、以前からご指摘をいただいております。

しかしながら、それを覆す確たるものはない中においては、警察の捜査の中で明らかにしていた だけるものと我々も捉えてまいりました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

少なくとも、うその証言に基づいて監査委員の勧告が出されたということになりませんか。同時 に、うその証言に基づいて出された監査委員の勧告に従った市長に対しても、うそをついたという ことになると思いますが、いかがですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

元支配人の接客サービスの状況についての元支配人の発言については、先ほど、るる新保議員がお話しになりましたけれども、それは議会へも私ども聞き取り調査の中で出た内容のものを報告いたしております。その中にはそのように書いてあったと思っておりますが、今回、先ほど市長が冒頭申し上げましたように警察の捜査の中で、元支配人は接客サービスのする中で糖質ゼロの酒をお客さんに接客サービスをした際に、残っていたものを少し飲んだことがあったということを警察の捜査の中で話したということで、私ども警察の捜査の後にそのような話を聞きました。また、その後、元支配人の代理人弁護士からは、そのようなことはなかったというように否定の申し出もございました。そのような状況の中で、市長が申し上げましたように警察の捜査の状況を私ども注視をしておりました。

その結果、警察のほうでは、さまざまな角度から捜査が行われたものというふうに思っております。その結果が不起訴であったということで、私ども受けとめておりますので、それについては、これまでのところにおいても接客サービスの中で糖質ゼロの酒を使ってきた。あるいは飲み放題のプランの中で使ってきたということが基本的な中にあったのは、そのとおりだというふうに思っております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

同じこと何遍も言わせんでください。

飲酒は、仕事が終わった後、焼酎缶1本程度。何かあったときのための宿直だったので、少量の 飲酒なら許されると言っていたということに対して監査委員が、それに基づいて監査結果出したわ けでしょ。市長に是正勧告を出したわけでしょう。今、言ってるのは、糖質ゼロの酒なんて今私が 言ってるんでないんですよ。監査請求のときに市長が行った是正勧告は、うその証言で是正勧告出 されたんでないかと。それに基づいて市長は是正したんでないかということなんですよ。すりかえ ないでください。糖質ゼロの酒言ってるんでないんですよ。

- 200 -

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

織田副市長。 〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長 (織田義夫君)

お答え申し上げます。

元支配人の関係につきまして調査したことにつきましては、一昨年の12月議会、あるいは3月議会で権現荘業務に係る調査事項ということで24項目なり、そういうものを全部、議会の総務文教常任委員会と、それから全員協議会にも提出をさせてもらって説明させてもらいました。その経過の中で、昨年の12月の総務文教常任委員会で説明したのは、何といいますか、これまで市では職員や、それから前支配人に聞き取り調査をしましたけども、本日、配付資料の結果のとおり市の調査では限界があること、また、議会からの請求に基づきます監査の結果におきましても不正の有無を判断することはできなかったというものであります。これらのことから、今後、市としての対応につきましては、警察に相談・協議し、対処してまいりたいということで報告して、その方向性になったわけであります。

今回は、そういったことで警察のほうでいろんな調査をしてきた結果、今回、最終的には不起訴となったということであります。それまでの途中の段階の、監査委員に対する説明とかそういうものについては、当然ながら今回の捜査によって、その辺については新しい証言等もあったと思っております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

あの告発の内容は、糖質ゼロの酒を支配人が自分で飲むために買った疑いがあるということで告発されたんですよ。今、私が言ってる監査委員に対するものとは違うんです、全然。ですから、サンエーから糖質ゼロの清酒を買ったと、何百本か。年間に直せば70本ぐらいになるんですか、もっとなりますね、80本ぐらいか。それを自分のために買ったんでないかというのが告発されたわけです。私が今、言ってるのは、そうでなくて監査委員に対して元支配人が答弁したというか、答えた内容が違ったことを言ったんで、うそを言ったんでないかと。そのうそに基づいて監査結果、監査報告が出されて、市長に対して是正勧告が出されたんでないですかと言ってるんですよ。

その中には2つ意味があるんです。うそを言ったということと、糖質ゼロというか焼酎缶1本、これは焼酎ですから糖分余りないでしょうけど。焼酎缶1本程度というふうに言って、何かあったときのための宿直だったと。だから、余り飲んでないんだよと言いながら、実際は、レストランでお客さんについだり、誘われれば一緒に飲んでたと。それから、お客さんから誘われれば、部屋まで行って飲んでたと。そういうことが許されるのかということなんです。その2つあるんですよ。宿直はそういうことも含まれてやってもいいんですかと。言った、私が聞いてることに対して答えてください。別なとこにすりかえないでください。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

宿直時の住民監査請求に基づく監査の結果に基づいて、先ほど私申し上げましたように元支配人から部屋の実費相当分の返還を受けました。そのときに監査委員のほうに本人話したのは、私どもの調査もそうですけれども、宿直したとき全ての日数を飲んでいたわけではないということで話がありました。

ただ、飲んでいたときと飲んでいない日の日数割を明確にすることができないと。元支配人のほうにしてもできないし、私どももまたできないということから、監査の結果を受けて元支配人からは、宿直業務を行った全ての日数について部屋の実費相当分の返還を受けたものであります。

したがって、その時点においては、全ての日を飲酒をしていたわけではないというふうに監査の ほうにも申し上げたというふうに思っておりますし、それを受けて今説明しましたような結果で、 元支配人のほうには実費相当分の返還を求めて、私ども返還を受けたということであります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番 (新保峰孝君)

全く私の言うことに答えないで、すりかえて答えますね。私と飲みたくて来てくれるお客が多かったと。夕食時や部屋へ誘われれば出向いていったということは、宿直の意識はなくて、宿泊するだけの意識だったと思いますが、糸魚川市は宿直業務に飲酒は許可しているんですか。これは夜間の非常時における宿泊客の安全を確保するための業務と言えますか。酒を飲んでいれば、宿泊客の安全を確保する宿直などできないはずじゃないですか。特に大勢の人命を預かる宿泊業の場合、困るんじゃないですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

これまでも議会のほうにもお話、説明申し上げてきたと思いますけれども、宿泊者の人数が一定 人数以上であるときに宿泊者の安全確保のために、元支配人がみずから宿直業務を行うことで現場 を回してきたというお話がありました。

この背景には、ちょっと年数が今記憶が定かではございませんけれども、二十二、三年ごろに宿 泊者の中で夜中に病気とかそういう体の不調を訴えられて、救急を要するような事案が発生したと いうような状況を踏まえて、一定人数の方が宿泊されるときには、宿泊者の安全確保のために宿直 業務をみずから行ったと。

ただ、今、新保議員がおっしゃいますように宿直業務に飲酒をするのは適切ではない、不適切でありますということで、住民監査請求での話がありまして、先ほど申し上げましたように飲酒を伴って宿直業務をしたときの部屋の実費相当分については返還を求めましたけれども、宿直業務を行った日数、全ての日について飲酒していたわけではないということで話がございましたが、一部な

- 202 -

んですけれども、本人の話の中で宿直業務を行った全ての日時について返還を受けたということで ございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番 (新保峰孝君)

言ってること、全くまともに答えてないですよ。市の職員が酒を飲んで帰れないからといって支配人が泊まっていた権現荘の321号室にはまった場合、騒音・振動の苦情がたまにあるんで時々しか貸さない部屋だから無料にしますか。一般市民には税金滞納で差し押さえまでしているのに、使うほうは余りにもでたらめでないですか。どうですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

織田副市長。 〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長(織田義夫君)

お答え申し上げます。

元支配人につきましては、権現荘の一般的な職員ではなくて、言うならば特別職扱いで採用されておりました。そして、権現荘の現場の部門については、ほとんど全部何といいますか任せてやっていたという状況であります。そういったことで、元支配人が夜間の体制等につきましても、その中で自分で判断したものと思っております。

そういったことも踏まえまして、当然ながら適切ではないというのもありましたので、平成28年の3月といいますか4月からは減給といいますか、報酬については5%の減給しておりますし、また、28年の9月いっぱいで、その職を解いたということであります。そういったこともきちんとやってきたということでご理解願いたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

甘いと思うんですよ、私は。元支配人は期限つきの職員でしょ、参事でしょ。特別職じゃないんですよ。特別職になったのは、5年過ぎてから非常勤特別職になったんでないですか。当然、職員であれば守らなければならないということがあるんでないですか。酒飲んで宿直していいなんていう話じゃないですよ。もう一回、市の宿直業務に関して、その決めってどういうふうになんのか、聞かせてください。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

宿直業務を行うについて、先ほど申し上げましたけれども、飲酒を伴うというのは不適切であり

ます。それは、そのような状況を確認してから厳重に注意をいたしたとこであります。元支配人に おいては、宿直業務をやる必要があるんだけれども、自分でやるのが全体的な中で一番うまくいく だろうと、現場の責任者としてそのように考えたということであります。

ただ、飲酒をして宿直業務に当たってるのは適切ではない、不適切だというふうに思っております。その対応については、先ほど申し上げたとおりでございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

前にも言いましたけども、飲んで宿直ができないんであれば、宿直はやらないほうがいいんですよね。やれないんですね、宿直にはならないんですよね。料理長は、近くで自分で部屋を借りて、その前、そこへ住んでたと。ところが支配人は、権現荘に泊まっとったと。昔は本館、その後は321号と。飲んだ場合、自分できちんと宿を確保して、年間でなくて月で60万でしたか、あのとき。管理職なんで残業手当は出ませんけどもボーナスは出ますよね。相当な金もらってたわけですよ。そういう人であれば、きちんと自分で宿を確保して、飲んだときは、その宿へ行く。宿直するつもりであれば、そこにその場で飲むことはしない。きちんとすべきでないですか。そういうものをきちんとやらんでおいて、支配人の言うことだけ聞いて、それを許容するような、許すような、こういう緩い処分といいますかね、ことをやってるからいつまでたっても糸魚川市はこういう不祥事がなくならないんですよ。もっとしっかりしたらどうですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

織田副市長。 〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長 (織田義夫君)

お答え申し上げます。

決して緩い処分だったということでは考えておりません。やはり雇用契約を打ち切るというのは、 それなりに相当の処分であったと思っております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

そうじゃないでしょ。もともと支配人は5年間の期限つき職員でやってきたんですよ。そのときに毎年1,000万なり2,000万なりの黒字出してれば、延長しましょということも、それは当然考えられます。それは常識です。

ところが、糸魚川市は採用された翌年が2,000万近くで1,500万ぐらい。2年目は4,000万ぐらい赤字出して、赤字を5年間出し続けた人間をさらに延長して採用したんですよ。5年なら普通であれば、そこで首でしょ、期限つき職員なんだから。経営改善するために採用したんだから。そこが緩いっちゅうんですよ。私は住民監査請求の前提は崩れてると思います。それはうそを言って出したものですからね。端的に言えば、糖質ゼロの酒は糖尿病を患った元支配人が、

- 204 -

.

自分で飲むために権現荘の予算で購入し、友達やお客さんと一緒に飲んだりしていたということになりませんか。うその証言をして権現荘の予算で購入した糖質ゼロの酒を飲んでいた、そういう疑いのある元支配人に対して、宿泊料を免除した理由、これは一体どういうふうなことなのかなと私は思います。いかがですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

宿直業務の行っていたということでの内容については、先ほど申し上げたとおりでございます。 宿直業務の必要性を確認の上、元支配人のほうでは宿直業務を行ったということであります。

また、黒字とか赤字とかという部分についての話でございますが、平成21年に元支配人が就任して、それまでの状況の中でも非常に以前は旧、市町合併前の状況の中で非常に好調なときもありましたけれども、その後、非常に厳しい状況の中で、元支配人が21年に就任いたしております。それで、黒字改善するまでにいろいろと努力をされた部分もあったというふうに感じておりますけれども、すぐには結果が出なかったと。平成24年、25年には黒字になった状況の中で来ておるということであります。

先ほど来、話がありますように監査の前提の中では、前提条件が違うんではないかということでありますけれども、先ほど私が申し上げましたように宿直業務のときの全てのときを飲酒していたわけではないということは申し上げた上での監査の結果だと思っておりますので、前提条件が崩れるというようなふうには思っておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番 (新保峰孝君)

住民監査請求というのは、公の公式なあれですよ。ただ市が聴取したというんとは全然違うんですよ。法律で定められたそういう制度ですよ。その中で支配人がうそを言った。うそを言ってる。 それが何でもないことです、そういう言い方じゃないですか。おかしいんでないですか。法に基づいて行った監査委員の聴取に対して、うそを言ったんですよ。言ってませんか、言ってなかったら言ってください、どこがうそでないのか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

監査委員の具体的な聴取のところに、私、立ち会っていたわけではありませんので、どのような 前提条件かというところは申し上げられません。

ただ、私どもが調査をして、今先ほど説明いたしました内容、それから私どもで聞き取りした内容等々は、監査委員の監査のとこにも提出し、私が先ほど申し上げたようなことを踏まえた上で、

後は具体的に監査委員のほうでご本人からどのように聴取されたというところについては、私も承知しておりませんので申し上げられません。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番 (新保峰孝君)

市長に対して是正勧告が出されたんですよ。監査結果くださいといえば、幾らでも出さんきゃならんわけですよ、監査委員はね。幾らでもそれ見れるじゃないですか。監査報告があって、これこれこうで是正勧告、これこれをやりなさいよというふうに出されたわけですよ。知りませんという、それは無責任だと思いますよ。そう思いませんか。

この点については、もう保留にしときます。

迷惑かけたということについて聞きますけど、支配人が行ったどの問題が市に迷惑をかけたということですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

+ これまでも議会、総務文教常任委員会のほうに責任の分担等々の資料を提出してきておりますけれども、収支管理、あるいは経理管理、それから労務管理、現場でのリスク管理、そういう状況の中で元支配人のほうで大変、市にも迷惑をかけたと。また、これらを通じていろいろな報道がなされたわけですけれども、そういうことも含めて市のほうに大変迷惑をかけたということでの、現職当時受け取った報酬の一部を自主返納するということで申し出がありまして、それを私どものほうで受け付けをしたということであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番 (新保峰孝君)

支配人が行ったという、このサンエーからの糖質ゼロの酒の購入、こういうことを言ってるわけ じゃないんですね。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

先ほど私が申し上げたとおりでありますので、サンエーから買った糖質ゼロの酒のことを言ってるわけではございません。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

- 206 -

ı

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

普通は職員が買うんですよ、こういうふうなものはね。

さまざまな問題や、その報道等とはどういうことですか。取り上げられたこと、報道されたこと に対して、それを認めて風評被害に対して責任があるということを認めたんですか、認めないんで すか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

織田副市長。 〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長 (織田義夫君)

お答え申し上げます。

風評被害に対するものではないと思っております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

権現在の管理運営に関するさまざまな問題というふうに抽象的に言ってますけども、報酬額の一部42万円を返納したいという、42万円の根拠というのは何ですか。私がこれまで、今ずっと取り上げてきたことは、これから時間がなくて言えませんけども、もっと金額いっぱいなんですよ。10万や20万じゃないんですよ、何百万ですよ、そういう問題ですよ。報酬額の一部42万円を返納したいという、42万円の根拠、これは何ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

先ほど平澤議員のところでもお話し申し上げましたけれども、元支配人からの申し出は、月額、 現職当時に受け取っていた報酬から、先ほど来、話ありましたように月5%、6カ月間の減俸の処 分を現職当時に受けております。18万円になります。現職当時の1カ月の報酬から18万円を差 し引いた42万円を自主返納したいというのが、今回の申し出でありまして、それを私ども振り込 みがありましたので、受け取ったということであります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

簡単に言うと60万円を、1カ月分60万円を前に返した分を含めて返納したいと、要するに迷惑かけたと、自分の罪は認めないということなんですね。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

先ほど来、申し上げましたように、本人は市に迷惑をかけたと。権現荘のさまざまな管理運営の ところで迷惑をかけたので、返納したいということでの私どもの受け取りであります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番 (新保峰孝君)

糸魚川市は、小林元支配人の責任をその範囲に限定するつもりですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

織田副市長。 〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長 (織田義夫君)

お答え申し上げます。

この42万円の自主返納で限定する気持ちはありません。昨年の9月の22日の総務文教常任委員会のときも説明しましたけども、今後の状況によりまして、元支配人において新たな法律上の支払い義務が発生するような状況があれば、別途、支配人にこの支払いを請求、協議すると。協議をするということを説明したとこであります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

→ ○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

○8番(新保峰孝君)

先ほどの住民監査請求のことでありますけども、私はこれはそのままにしておくわけにはいかないと思うんですね。もし住民監査請求で、うその証言をしたと。それに基づいて監査委員が監査の是正勧告を出したというふうなことになりますと、住民監査請求でうそをついてもいいと。自分の被害を少なくするために。その前例になっちゃうんですよ。そういうのを、うそをついてもいいというのを認めるんですか。こんなことをやっとったら糸魚川市の行政、でたらめになっちゃいますよ。どうですか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

金子総務部長。 〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長(金子裕彦君)

お答えいたします。

先ほどご説明いたしましたように住民監査請求があって、宿直業務についての住民監査請求でございました。住民監査請求の中では、宿直業務のときに飲酒をして宿直をしていたのは認められないということでありましたけれども、宿直していた日全てが飲酒した日ではないんですけれども、住民監査請求の趣旨を踏まえて本人からは宿直した日、全ての部屋の実費相当分を返還してもらったということであります。

- 208 -

したがって、前提条件として違うでないかという部分については、あるいは、うその発言をして 監査委員のところで調査に応じたんではないかという部分については、私の立場では何とも申し上 げられませんけれども、私どもが調査した中では、全て監査委員に提供いたしておりますし、今、 申し上げたように全ての日を飲酒したわけではないんだけれども、全ての日について返還を求めた と。本人もそれに応じて返還したというところに申し上げたいというふうに思っております。その 前提条件になったところについての、本人が前提条件違うんではないかという部分については、本 人が、元支配人が監査委員にどのように申し上げたかは、私の立場ではちょっとわかりません。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君) 新保議員。

○8番(新保峰孝君)

言ってることに答えていません。こういうことを許しておくと本当に糸魚川市の行政おかしくなってしまうと、それを述べて質問を終わりたいと思います。 終わります。

○議長(五十嵐健一郎君)

以上で新保議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を4時10分といたします。

(午後3時58分 休憩)

(午後4時10分 開議)

○議長(五十嵐健一郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、古川 昇議員。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

古川議員。 〔16番 古川 昇君登壇〕

○16番(古川 昇君)

お疲れさまです。市民ネット21、古川 昇であります。

発言通告書に基づきまして1回目の質問を行いたいと思います。

1、介護保険事業計画についてであります。

糸魚川市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)が示されました。人口減少・高齢化が進む当市では、地域包括ケアシステムの深化・推進や認知症対策の充実に取り組み、持続可能な介護保険制度の運営を確立する中で、高齢者が生きがいを感じ、安心して住みなれた地域で生活を続けることができるように、高齢者の暮らしを地域全体で支える取り組みを目指すとしました。国も